

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月26日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

広島県公安委員会規則第3号

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則 の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表2交番の部広島県海田警察署の款熊野交番の項位置の欄中「熊野町柿迫」を「熊野町中溝三丁目」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、令和2年4月1日から施行する。